

## <大学生等・求職者用>

青森県内で就職活動等を行う際の移動にかかる交通費を助成します。

### 平成 30 年度青森県 U I J ターン 還流促進交通費助成

青森県では、青森県内企業の人財確保と県外大学生等や転職希望者の U I J ターン就職の促進により、本県への移住と人財の還流・定着を図るため、県外大学生等及び転職希望者が県内での就職活動等やインターンシップ参加のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する交通費を助成します。（予算がなくなり次第、申込を締め切ります。）

#### 助成金額（もらえる助成金はどれくらいですか？）

県外大学生等及び転職希望者 1 人につき、県外の住所地と県内の目的地の間を移動するのに要した**旅費の 2 分の 1**に相当する額を、**17,000 円を上限**として助成します。

#### 助成対象者（誰が助成金をもらえますか？）

県外大学生等及び転職希望者であって、県内での就職活動等のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する方が対象となります。

#### 助成対象経費（どんな場合に助成金がもらえますか？）

平成 30 年度に、

- ① 県内企業が県内で開催する就職に係る**企業説明会**に参加する場合
- ② 県内企業が県内で実施する**採用試験**又は**面接**を受ける場合
- ③ 県内企業が県内で実施する**インターンシップ**に参加する場合

※公務員試験（国、県、市町村）を受験する場合（説明会への参加を含む。）及び行政機関が実施するインターンシップに参加する場合は対象外です。

#### 申請方法等（どうやって申請するのですか？）

申請方法：就職活動等を行った**県外大学生等及び転職希望者が、青森県 U I J ターン 還流促進交通費助成事業事務局（委託事業者：NPO 法人あおり IT 活用サポートセンター内）**へ直接申請してください。

申請期限：平成 31 年 3 月 15 日（金）17 時必着 ※申請は随時受け付けています。

#### <お問い合わせ先>



青森県商工労働部 労政・能力開発課 就業支援グループ  
TEL：017-734-9398 FAX：017-734-8117  
E-mail：roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

## 申請手続きの流れ（イメージ）

## <大学生等・求職者用>

大学生等・求職者の方は、青森県内企業が実施する面接、説明会、インターンシップ等に参加された場合に、交通費の助成申請ができます。

申請書は**領収書等（交通費の額が証明できる書類）の原本又はコピー**とともに、「青森県 U I J ターン還流促進交通費助成事業事務局」へ提出してください。

① 県庁HPの募集ページをご覧ください。助成申請書をダウンロードしてください。

[https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/30kotsuhijosei\\_boshu00.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/30kotsuhijosei_boshu00.html)



青森県 U I J 交通費

検索

② 事前に「あおり U ターン就職支援センター」に、利用登録(求職登録)をするようお願いします。**※登録後の ID 番号が必要となります。**

「あおり U ターン就職支援センター」利用登録（求職登録）

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/a-tokyo/aomoriuta-nnsyuushokusiennsennta-00.html>

③ 県内企業が実施する面接、説明会、インターンシップ等に参加した際、訪問企業の担当者様に、助成申請書の「訪問先企業証明欄」へ記載してもらってください。

**※訪問先企業の担当者様に事実確認の連絡をさせていただく場合があります。**

④ 申請書を「青森県 U I J ターン還流促進交通費助成事業事務局」へメールで提出してください。郵送も可。**※領収書等（交通費の額が証明できる書類）の原本又はコピーを添付。**

〒036-8035 弘前市百石町 38-1 NPO 法人あおり IT 活用サポートセンター内  
「青森県 U I J ターン還流促進交通費助成事業事務局」（TEL：050-3591-0252）  
◆申請先 E-mail：info@aomori-job.jp

⑤ 事務局が申請内容を確認の上、助成金の額を決定（通知）し、申請時の指定口座へ助成金を振り込みます。

## 次の点にご留意ください。

- ① 県外大学生等及び転職希望者が、県内での就職活動等のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する際に要する交通費は、公共交通機関を利用した場合に限るものとします。なお、県外の住所地と県内の目的地の往復にかかる交通費を助成対象としますが、往路のみ、復路のみの申請も可能とします。
- ② 国、県、市町村その他公的支援機関等から同趣旨の助成金の交付を別途受けている場合は、助成経費対象外とします。
- ③ 公務員試験（国、県、市町村）を受験する場合（説明会への参加を含む。）及び行政機関が実施するインターンシップに参加する場合は対象外とします。